

岡山市D X推進事業補助金交付要綱取扱要領

(定義)

第1条 岡山市D X推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）で使用する用語の意義は、以下のとおりとする。

(1) 「D X推進計画書」とは、RFP（※）に5～10年後のビジョン等を追記したものとする。

※RFP（Request For Proposalの略。提案依頼書）とは、情報システムの導入や業務委託を行うにあたり、発注先候補の事業者具体的な提案を依頼する文書。システムの目的や概要、要件や制約条件などが記述されているものをいう。

(2) 「労働生産性」とは、「付加価値額（営業利益＋人件費＋減価償却費）」を「労働投入量（労働者数又は総就業時間）」で除した値とする。

(3) 「労働生産性向上」とは、「付加価値向上」や「労働投入量の削減」等で、前号の値が向上することをいう。

(補助金交付対象者の選定手続)

第2条 補助金交付対象者の選定は以下の手続による。

(1) 補助金の交付の申請をしようとするものは、募集期間内に、岡山市D X推進事業補助金に係る申請書（様式A）、補助事業計画書（様式B）の応募書類（以下「応募書類」という。）を市長に提出するものとする。

(2) 市長は、募集期間終了後、補助事業計画書の内容が要綱に定められた要件を満たしている応募者（以下「応募者」という。）の中から、次の手続で補助金交付対象者を選定する。

ア 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲内の場合は、該当する全ての応募者を補助金交付対象者とする。

イ 応募書類を審査し、総得点が満点の6割以上の応募者について、補助金交付要望額の合計額が予算の範囲を超える場合は、予算の範囲内において、得点上位の応募者から順次補助金交付対象者とする。

ウ 補助金交付対象者の選定後、申請辞退等による予算額の残額が発生し、次点応募者がある場合、次点応募者から順次繰り上げて追加選定できるものとする。

(補助金の交付の手続)

第3条 補助金の交付は、以下の手続きによる。

(1) 補助金交付対象者に選定された応募者は、要綱第7条に定める様式により、補助事業に着手する前に補助金の交付の申請を行うものとする。

(2) 要綱第7条第1項に規定する補助事業計画書は様式Bによるものとし、同意書は様式Gによる

ものとする。ただし、補助事業計画書については応募時点の様式Bをもって充てることとし、変更があった場合は、変更後の様式及び添付資料を提出するものとする。

(計画変更)

第4条 補助事業の計画を変更するときは、要綱第9条に規定する補助事業計画変更・中止（廃止）申請書（様式第3号）に補助事業変更計画書（様式D）を添付するものとする。

(実績報告)

第5条 要綱第12条第1号に規定する事業実施報告書は様式E、労働生産性への影響がわかるものは様式C、補助事業に係る契約関係及び経費支出の証拠書類は発注書（契約書）、納品書、請求書及び支払いが確認できる書類（いずれも写し可）を添付するものとする。

(報告)

第6条 要綱第15条第2項及び第3項に規定する報告は、岡山市DX推進事業補助金経過報告書（様式F）によるものとする。

(導入事業について)

第7条 要綱別表2の「導入事業」について、スケジュール等勘案したうえで要綱第4条第7号ア（一般枠）に規定する対象者を優先的に選定する。

(DX推進計画書について)

第8条 要綱第3条第3号に規定するDX推進計画書は様式Hによるものとする。

附 則（令和7年4月1日決裁）

1 この要領は、令和7年度の補助事業の募集から適用する。